

## 地域自治区の設置

### 上越市

#### ○ 取組の概要

平成17年1月1日、近隣13町村との合併に際し、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項に規定する合併関係市町村の区域による地域自治区を設置したもの。地域協議会は市の事務で地域自治区の区域に係るものについて、市長やその他の機関に意見を述べる事が可能。これらの意見を市全体の運営に的確に反映。

#### ○ 上越市の概要



##### 上越市の概要

###### 市役所所在地

- 新潟県上越市木田1-1-3

###### 人口

- 209,687人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

## 〇 取組について

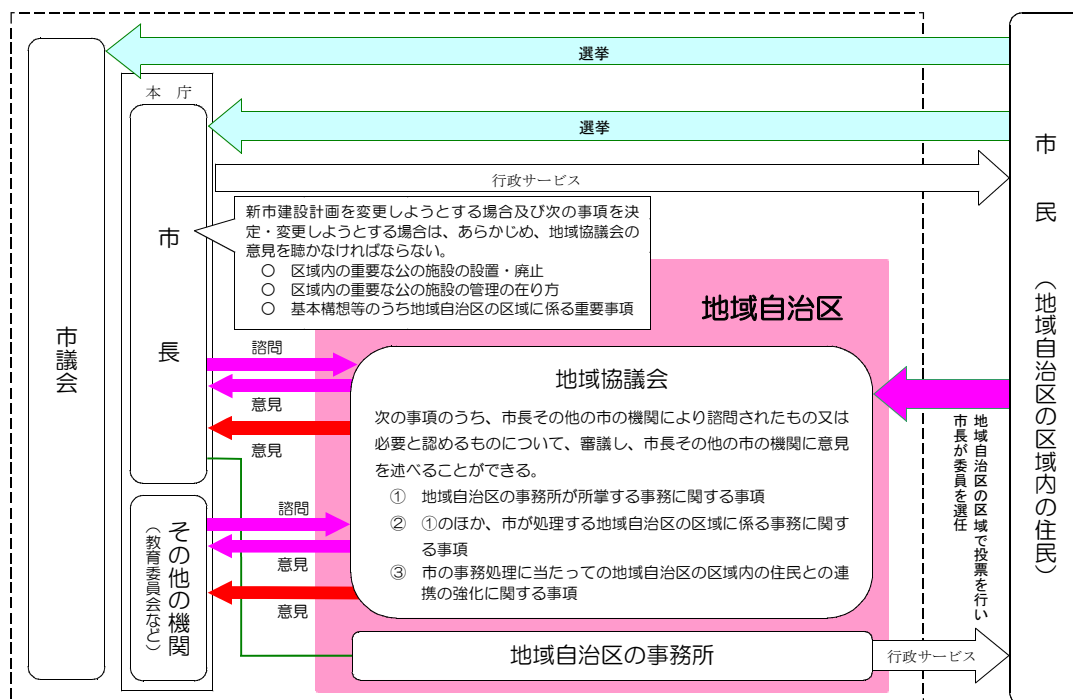
### 1. 取組の背景

- 平成 17 年 1 月 1 日、上越市は近隣 13 町村を編入した。その際、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、住民と行政との連携の強化を目的として、合併前の各町村の区域ごとに、「地域自治区」を設置した。
- 「地域自治区」は、平成 16 年の地方自治法改正により、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域住民の意見を反映させつつ処理させるために創設された地域自治組織の仕組みであるが、上越市に設置された地域自治区は、合併市町村に対する特例措置として、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 5 第 1 項に基づき設置されたものである。

### 2. 取組の具体的内容

- 地域自治区の概要は、以下の図のとおり。各地域自治区には、地域協議会と事務所が置かれる。

< 地域自治区の概要 >



- 地域協議会は、市の事務で地域自治区の区域に係るものなどについて、市長やその他の機関に意見を述べるができる。また、市長は、新市建設計画の変更、地域自治区内の重要施設の設置・廃止、管理の在り方、基本構想等（総合計画）のうち地域自治区の区域に係る重要事項の決定・変更については、地域協議会の意見を聴かなければならないとされている。

- ・ 上越市の地域自治区の設置期間は、平成 17 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの 5 年間とされている。

### 3. 取組にかかる事業費

- ・ 地域協議会の運営に要する経費 7,594 千円（平成 17 年度予算）

（単位：千円）

	金額	摘 要
費用弁償（旅費）	4,608	地域協議会委員費用弁償 @1,200×192 人×20 回
消耗品費	524	事業用消耗品費（ファイル、書籍代 ほか）
食糧費	39	会議用茶葉代
印刷製本費	65	会議記録用写真現像・プリント代
電信電話料	1,613	地域協議会委員インターネット回線使用料
電子計算機借上料	745	地域協議会委員情報収集用パソコン借上料 （パソコン、プリンター式）

### 4. 取組の体制

- ・ 地域自治区には、「〇〇区総合事務所」という名称（「〇〇区」は地域自治区の名称。）の事務所が置かれる。事務所は、所管区域内の行政サービスや事務のほか、地域協議会に関する事務を担当する。各事務所には、所長を置くとともに、住民の生活に密着した対応が可能となるように、「総務・地域振興」、「産業建設」、「市民生活」、「福祉」、「教育・文化」などのグループを置いている。
- ・ 各グループの主な事務は以下のとおり。

【総務・地域振興グループ】：新市建設計画の地域事業の実施、地域協議会の運営、コミュニティプラザ、地域振興、防災などに関すること

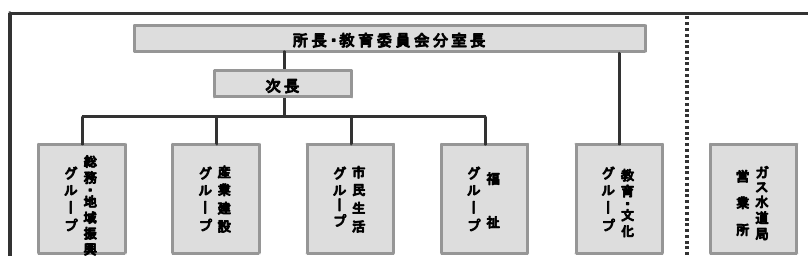
【産業建設グループ】：農林水産、商工観光、道路、除雪、下水道などに関すること

【市民生活グループ】：戸籍、住民基本台帳、市税、国民健康保険、各種年金、環境衛生などに関すること

【福祉グループ】：福祉、保健事業、介護保険などに関すること

【教育・文化グループ】：学校教育、生涯学習などに関すること

区総合事務所のイメージ



- ・ 地域協議会の構成員である地域協議会委員の定数は、協議会ごとに 12 人から 18 人の間で定められている。
- ・ 委員については、住民の主体的な参加を期待するという趣旨から、無報酬とされている。
- ・ 各地域自治区の事務所の職員数 H17.3.31 現在

	区総合事務所							教育委員会	ガス水道局	区合計
	所長	次長	総務・地域振興G	産業建設G	市民生活G (市民生活・福祉G)	福祉G	計	分室 (教育・文化G)	営業所	
安塚区	1	1	11	9	14		36	3		39
浦川原区	1	1	11	16	19		48	4		52
大島区	1	1	10	11	13		36	5		41
牧区	1	1	8	15	17		42	3		45
柿崎区	1	2	10	18	12	15	58	13	11	82
大潟区	1	2	12	11	10	11	47	7	11	65
頸城区	1	2	8	13	12	11	47	10	5	62
吉川区	1	1	15	12	10	9	48	5	3	56
中郷区	1	1	11	10	14		37	4	5	46
板倉区	1	1	10	17	10	12	51	6	3	60
清里区	1	1	10	11	13		36	3	2	41
三和区	1	1	12	12	9	9	44	4	3	51
名立区	1	1	8	10	14		34	4	2	40
合計	13	16	136	165	167	67	564	71	45	680

注：Gは「グループ」の略である。

- ・ 地域自治区を所管する本庁の関係部署名、職員数、構成  
地域振興課 12名（課長1、係長3、主任3、係員5）

## 5. 取組の成果

- ・ 地域協議会の成果：地域の住民の意見の市政への反映  
本年2月、各地域協議会において第1回会議が開催され、3月には、市長が諮問した90件の事項を始めとして、地域協議会が自ら必要と認めた事項についても審議が行われ、市長に意見が述べられたところである。今後は、これらの意見を地域の声として重く受け止めながら、上越市全体の運営に的確に反映していくこととしている。
- ・ 地域自治区の事務所の成果：行政サービスに関する市民の利便性の維持  
地域自治区の事務所（区総合事務所）においては、戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書、税務証明の交付、出生届の受理等、合併前の各町村役場における窓口サービスの大半を引き続き行うとともに、例えば、保健・福祉に関する相談や道路除雪などの行政サービスについても、これまでどおり実施している。

## 6. 今後の課題

合併前の上越市の区域には現在は地域自治区を設置していないが、この区域を含む市全体に地域自治区を設けるかどうかについて、設置期間である5年の間に検討していくこととしている。